

議 事 録

会議の名称	令和2年第9回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和2年9月25日(金) 午後2時から 午後3時40分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 議事録署名委員及び書記の指名</li> <li>4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第46号議案 農地法第3条の規定による許可申請について</li> <li>(2) 第47号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)</li> <li>(3) 第48号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(期間)</li> <li>(4) 第49号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</li> <li>(5) 第50号議案 非農地証明について</li> <li>(6) 報告第41号 農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>(7) 報告第42号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について</li> <li>(8) 報告第43号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</li> <li>(9) 報告第44号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について</li> <li>(10) 報告第45号 農地法第18条第6項の規定による通知について</li> <li>(11) 報告第46号 買受適格証明願について</li> <li>(12) 報告第47号 農地改良等に係る届出について</li> </ol> </li> </ol>

配付資料	1 令和2年第9回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和2年第9回本庄市農業委員会総会議案 3 令和2年第9回総会事務局連絡事項
主管課	農業委員会事務局

会議の経過	
発言者	発言内容
事務局長	<p>開会前に事務局から、連絡をさせていただきます。</p> <p>本日のスケジュールですが、総会終了後、休憩を挟みまして、農地利用最適化推進協議会を開催いたします。また、協議会終了後には、農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ恐縮でございますが、ご出席くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上で、開会前の連絡を終わります。</p> <p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理をお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦勞様です。</p> <p>ただ今から令和2年第9回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。本日は忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。稲刈りがはじまる季節となりましたが、燃料費の値段がかなり下がっています。これもコロナ禍の影響で経済もなかなか回復しにくいからだと思います。</p> <p>また、遅くなりましたが、今月の4日に皆さまからの意見を埼玉県農業会議として意見をまとめ、埼玉県政策提案書を出してきましたので、報告いたします。</p> <p>本日も、たくさんの議案がありますが、よろしく申し上げます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、農業委員の宮部委員、内田推進委員、鯨井推進委員、田島推進委員から欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員19名中18名の出席となっておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進委員25名中22名の出席となっておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は12番永尾委員及び14番清水茂則委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案5件及び報告7件であります。</p> <p>まず、第46号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第46号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第46号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めらるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページ及び3ページをご覧ください。申請件数は、6件となります。その内訳は、全て売買による所有権移転でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50アール以上であること。次に、地域との調</p>

	和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。
議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、栗崎地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、立石委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページになります。 受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。
議長	整理番号1について、立石委員の報告をお願いいたします。
立石委員	8番立石が報告します。9月23日飯島推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。4ページ3-1の地図をご覧ください。申請地は、県立特別支援学校から西に300メートルぐらいの場所にあります。栗崎向田地区の土地改良事業予定の耕地内にあります。 ブロッコリーとねぎを25アールずつ作付け予定です。受人の農機具状況を確認したところ、営農をするのに問題ないかと思えます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。
議長	整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可といたします。 次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町田端地内の畑3筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、清水茂則委員でございます。なお、申請地位置図は、5ページになります。 受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われ

	ます。以上でございます。
議長	整理番号2について、清水茂則委員の報告をお願いいたします。
清水茂則委員	<p>14番清水から報告させていただきます。9月20日奥原推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。5ページ3-2の地図をご覧ください。</p> <p>受人は新規就農をしてから、4年目です。農機具は私が所有しているものを使用しており、営農をするのに問題ないかと思えます。広い面積を耕作しておりますが、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、小島地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、茂木悟委員でございます。なお、申請地位置図は、6ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	整理番号3について、茂木悟委員の報告をお願いいたします。
茂木悟委員	<p>それでは、7番茂木から報告させていただきます。9月22日亀田推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。6ページ、3-3の地図をご覧ください。申請地は、本庄市第二浄水場から元小山川を挟んで南側に位置します。受人は、法人形態で農業を営んでおります。申請地には、ブロックリーを作付け予定だそうです。受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。受人の農機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号3について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p>

	<p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、永尾委員でございます。なお、申請地位置図は、7ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、永尾委員の報告をお願いいたします。</p>
永尾委員	<p>12番永尾から報告させていただきます。9月20日武政推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。7ページ3-4の地図をご覧ください。申請地は、児玉生野土地改良区内の田になります。</p> <p>今まで受人が借りて耕作をしていた田を、購入するということです。</p> <p>受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思います。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号4について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、大字なし地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、細野会長代理でございます。なお、申請地位置図は、8ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われ</p>

	ます。以上でございます。
議長	整理番号5について、細野会長代理の報告をお願いいたします。
細野会長代理	<p>2番細野から報告させていただきます。9月22日細野林之助推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。8ページ3-5の地図をご覧ください。申請地は、埼玉ひびきの農協あおぞら館から南西に位置しております。</p> <p>受人は、主にいちごを生産しております。受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号5について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたしますので、3ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、塩原委員でございます。なお、申請地位置図は、9ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、塩原委員につきましては、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>整理番号6についてですが、地区担当の塩原委員が議事参与のため、戸塚委員から報告をお願いいたします。</p>
戸塚委員	<p>塩原委員に代わりまして、整理番号6については、戸塚から報告させていただきます。9月22日に塩原委員と現地確認及び聞き取り調査をしました。</p> <p>9ページ3-6の地図をご覧ください。申請地は○○○○○○○○○○○○○○○○○○の信号から西に約100メートルに位置しています。</p> <p>受人の状況についてですが、耕作は本人と妻の2人で行っていきまして、農</p>

	<p>業従事日数は300日です。農機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。主な作付品目等ですが、カリフラワーの作付けを行っております。申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されておりました。周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。</p> <p>以上で報告を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号6について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>事務局に申し上げます。塩原委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席後)</p> <p>次に、第47号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第47号議案を説明いたしますので、議案書10ページをご覧ください。</p> <p>第47号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、11ページから44ページをご覧ください。今回の申請件数は、149件です。田66筆及び畑232筆の面積合計396,782㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業に</p>



	<p>よって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、浅見委員につきましては、利用権の設定を受ける者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>第47号議案について、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第47号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第47号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。浅見委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席後)</p> <p>次に、第48号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(期間)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第48号議案を説明いたしますので、議案書45ページをご覧ください。</p> <p>第48号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(期間)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、46ページから51ページまでをご覧ください。今回の申請件数は、42件です。麦作期間の利用権設定でございます。内訳としては、田49筆、畑10筆の面積合計104,789㎡でございます。</p> <p>本議案の決定の要件としましては、第47号議案と同様でして、農用地利用集積計画が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定</p>

	<p>めた基本構想に適合し、さらに、利用権の設定等を受ける者が全部効率的耕作要件・常時従事要件・意欲能力要件・青壮年従事者要件をすべて備えることが必要でございます。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>第48号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第48号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第48号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、第49号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第49号議案を説明いたしますので、議案書52ページをご覧ください。</p> <p>第49号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、53ページをご覧ください。申請件数は、7件で、その内訳は、所有権移転4件及び使用貸借権3件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、53ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、54ページをご覧ください。5-1については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該</p>

	<p>当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1についてですが、本日、宮部委員が欠席、推進委員の田島委員も欠席ですので、事務局から報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>整理番号1について、宮部委員、田島推進委員から報告をうけております。54ページ5-1の地図をご覧ください。申請地は、国道254号線大天白の交差点から、約100メートル南に位置しております。用途地域は準工業地域となっております。申請事由は自己用住宅用地で、受人からみて、渡人は祖父にあたります。周辺は、住宅が建ち並び、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2について、事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、53ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張による資材置場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、吉田委員でございます。</p> <p>申請地は、55ページをご覧ください。5-2については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が敷地拡張による資材置場用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、吉田委員の報告をお願いいたします。</p>
吉田委員	<p>15番吉田から報告させていただきます。9月23日鈴木良美推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。55ページ5-2の地図をご覧ください。</p>

	<p>申請地は国道462号線より北側にあり、宮内東公会堂から南に100メートルぐらいの場所にあります。申請地のすぐ西側が資材置場で、今回はその資材置場の敷地拡張です。周辺の農地に影響もないと思われ、転用に当たっては問題ないかと思えます。皆様の慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号3について、事務局より説明願ひます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、53ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、長屋住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、鈴木広子委員でございます。</p> <p>申請地は、56ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、鈴木広子委員の報告をお願ひいたします。</p>
鈴木広子委員	<p>10番鈴木より報告します。9月23日笠原推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。56ページ5-3の地図をご覧ください。申請地は国道462号線西富田歩道橋の信号から西に300メートルぐらい向かった場所にあります。申請事由は、長屋住宅用地です。地図でもわかるかと思いますが、周辺は住宅やアパートが建ち並び、転用に当たっては特に問題ないと思われます。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号3について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、53ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町田端地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、農機具置場及び農作業所設置のための農業用施設用地です。用途地域は、指定なしです。令和2年6月5日付けで、農振農用地区域から農業用施設用地として用途変更されています。地区担当は、清水茂則委員でございます。</p> <p>申請地は、57ページをご覧ください。5-4については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が農業用施設用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行令第4条第1項第2号イに規定する「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供するもの」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号4について、清水茂則委員の報告をお願いいたします。
清水茂則委員	<p>14番清水から報告させていただきます。9月20日奥原推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。57ページ5-4の地図をご覧ください。申請地はアルプス工業の北側にあり、西隣が申請人の住居です。申請事由は農業用施設用地ということです。転用にあたっては問題ないと思いますが、申請地は農地として見ると、敷砂利が目立っていたように感じました。この点について、事務局として、どのような見解ですか。</p>
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	<p>5-4の申請地については、青地のため、今年の6月に、農振農用地区域から農業用施設用地として用途変更されています。申請にあたって、申請地に車庫があったのですが、取り壊しいただいております。また、その申請を許可する際には、県の職員も現地を審査していますので、問題ないかと思っております。</p>
議長	<p>整理番号4について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、53ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、障害者グループホーム用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、58ページをご覧ください。5-5については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5についてですが、宮部委員及び田島推進委員が欠席ですので、事務局から報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>整理番号5について、宮部委員、田島推進委員から報告をうけております。</p> <p>58ページ 5-5の地図をご覧ください。申請地は、児玉警察から約200メートル北西に位置しております。用途地域は第1種中高層住居専用地域となっております。申請事由は障がい者グループホーム用地です。面積は広めですが、地図からも、わかるように、周辺は住宅やアパートが建ち並び、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号5について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたしますので、53ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっております。地区担当は、浅見委員でございます。</p> <p>申請地は、59ページをご覧ください。5-6については、農用地区域内</p>

	<p>農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。</p> <p>なお、当該申請地につきましては、受人であるお寺の墓地として、30年間利用していましたが、今般、隣接している渡人との土地に越境していることが判明したとのこととございます。受人から始末書が提出され、渡人の土地を分筆し、農地法の許可を得て是正したく申請に至ったとのこととございます。以上とございます。</p>
議長	整理番号6について、浅見委員の報告をお願いいたします。
浅見委員	<p>9番浅見より報告させていただきます。9月23日に鯨井推進委員と現地確認をいたしました。59ページ5-6の地図をご覧ください。申請地は、西今井自治会館から、北に100メートルぐらいの場所にあります。申請事由は、敷地拡張用地とありますが、長年にわたって、墓地が隣接地の境界を越えていたということです。申請面積も少なく、周辺は、寺の墓地と住宅に囲まれた農地で転用に当たっては問題ないかと思います。皆様の慎重審議よろしくお願います。</p>
議長	<p>整理番号6について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号7を説明いたしますので、53ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、埋蔵文化財試掘のための一時転用です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、鈴木広子委員とございます。</p> <p>当該申請地につきましては、受人が開発可能な土地であるか調査したところ埋蔵文化財の包蔵地内であることが判明したとのこととございます。現在、建売住宅の建設を計画しており、事前に埋蔵文化財の試掘調査を行うため、一時借</p>

	<p>用の許可申請となったものです。</p> <p>申請地は、60ページをご覧ください。5-7については、埋蔵文化財試掘のための一時転用であり、一時転用については、農用区域内農地であっても許可することができることとされております。また、一時転用は、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められるときは、許可されることとなりますが、理由書には、試掘調査終了後、速やかに農地に復元すると記載されており、その農地の復元性が認められることから、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号7について、鈴木広子委員の報告をお願いいたします。</p>
鈴木広子委員	<p>10番鈴木より報告させていただきます。9月23日に齊藤勇推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。60ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は、○○○○○○○○○○○○○○○○の信号から、南大通り線を西に向かい、最初の信号から、北に50メートルほど入った場所にあります。</p> <p>申請事由は文化財試掘の一時転用とありますが、ゆくゆくは建売住宅に転用する予定だそうです。住宅に囲まれた農地のため、周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号7について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第50号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第50号議案 非農地証明について、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、農地所有者から農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと非農地証明願が提出されたことに伴い、農地でないことを証明したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願について、別紙申請地が同項に規定する農地でないことを証明するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、62ページをご覧ください。提出件数は、4件でござ</p>



	<p>ざいます。</p> <p>先に、農地に該当するか否かの判断について、ご説明いたします。</p> <p>農地とは、農地法第2条第1項により、耕作の目的に供される土地をいいますが、農地に該当するか否かの判断については、国（農林水産省）が、事務処理上の留意点等を示す技術的助言として、「農地法の運用について」を制定しております。その中の第4 遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについての中で、農地法による利用状況調査や農水省の荒廃農地調査において、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地と判定した場合や、農地の所有者から農地に該当しないことの証明を依頼された場合は、農業委員会において農地に該当するか否かの判断を行う場合の条件等が示されております。</p> <p>農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では、耕起、整地ができない農地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは農地に該当しないものとしています。</p> <p>ひとつは、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、もうひとつが、それ以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合となっております。</p> <p>今回の案件は、農地の所有者から農地に該当しないことの証明願が提出されたことに伴い、これらの条件を鑑み、農業委員会において農地に該当するか否かの判断を行うものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1から整理番号4までの案件ですが、申請人が同一で、申請地も隣接していることから、整理番号1から整理番号4を一括して審議します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1から整理番号4を一括で説明いたしますので、62ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町宮内地内の田1筆及び畑3筆の合計4筆で、面積はそれぞれ記載のとおりです。地区担当は、吉田委員でございます。</p> <p>申請地は、63ページをご覧ください。当該申請地につきましては、農振農用地区域内の農地ではなく、長い間耕作されておらず、雑木等が茂り、周辺と同様に山林化した状況であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当するものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1から整理番号4について、吉田委員の報告をお願いいたします。</p>

吉田委員	<p>整理番号1番から4について、15番吉田よりご説明させていただきます。9月23日に鈴木推進委員と申請人と共に現地確認をしました。63ページの地図をご覧ください。</p> <p>申請地は国道462号線より南側の宮内の集落から、さらに南の山間部に入った場所にあります。地図には建物があります。かろうじて、建物の手前までは車で行けますが、そこから申請地に向かうのは、大変です。</p> <p>もともと、耕作不便地で、周囲の山林に浸食されてしまい、長年耕作ができなくなっています。農地として、再生は難しく、非農地として証明をして問題ないかと思います。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>整理番号1から整理番号4について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号4の非農地証明について、農地でないことを証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、農地でないことを証明することに決しました。以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p> <p>まず、報告第41号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第41号を説明いたしますので、議案書64ページをご覧ください。</p> <p>報告第41号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、65ページをご覧ください。専決処分件数は、4件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第42号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第42号を説明いたしますので、議案書66ページをご覧ください。</p> <p>報告第42号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、農地法第4条第1項第8号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、67ページをご覧ください。専決処分件数は、5件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ</p>

	<p>農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第43号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第43号を説明いたしますので、議案書68ページをご覧ください。</p> <p>報告第43号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、農地法第5条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。</p> <p>本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、69ページをご覧ください。専決処分件数は、6件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第44号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第44号を説明いたしますので、議案書70ページをご覧ください。</p> <p>報告第44号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>報告書の提出件数は、2件で、その報告書が71ページから74ページのとおりとなっております。</p> <p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第45号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第45号を説明いたしますので、議案書75ページをご覧ください。</p> <p>報告第45号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>通知内容については、76ページをご覧ください。賃貸借契約合意解約通</p>

	<p>知書の受理件数は、4件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第46号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第46号を説明いたしますので、議案書77ページをご覧ください。</p> <p>報告第46号買受適格証明願について、農地に係る競(公)売に参加し、最高価買受申出人となった場合は、農地法第5条第1項第7号の規定による届出を受けられる買受適格者であることの証明について、別紙のとおり本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>証明願の内容については、78ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。裁判所又は国税局等が行う農地の競(公)売については、農業委員会が発行する買受適格証明が必要となります。今回、市街化区域内の農地を農地以外のものにし、所有権移転をする買受申出のため、農地法第5条の届出に係る買受適格者の証明でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第47号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第47号を説明いたしますので、議案書79ページをご覧ください。</p> <p>報告第47号農地改良等に係る届出について、農地改良等の取扱いに関する要綱第5-2-(2)の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、80ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。農地を農地として利用する行為の一環である農地改良等のうち、軽微な事案の場合は、工事着工前に必ず農業委員会に届出書を提出することにより、県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>ここで、議長の座を降ろさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p>

	次に、議事日程 5 事務局連絡事項に移ります。
--	-------------------------

事務局説明

閉会

令和2年第9回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和2年9月25日(金)					
開催場所	本庄市役所 大会議室					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後3時40分					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席			久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席		仁手	福島 一	出席
4	茂木 伸夫	出席			八木 弘	出席
5	坂上 佳久	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席		北泉	飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席			鯨井 雅吏	欠席
9	浅見 精治	出席			笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	出席		児玉	田島 勇扇	欠席
11	宮部 延一	欠席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席	○	金屋	倉林 永次	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	出席
14	清水 茂則	出席	○	秋平	奥原 定雄	出席
15	吉田 功	出席			清水 文夫	出席
16	福田 光男	出席			福島 清次	出席
17	坂本 静枝	出席		本泉	間正 始	出席
18	坂爪 裕	出席			倉林 正	出席
19	池田 稔	出席			木村 文子	出席
本庄	細野 林之助	出席		共和	黒沢 豊	出席
	吉岡 昭	出席			新井 明夫	出席
藤田	内田 徳晃	欠席			齊藤 勇	出席

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事	小林 祥平
環境産業課産業係主事	今井 蘭

書記

農地係長 飯島 崇